下仁田町公式Ｘ（旧Twitter）運用ポリシー

Ｘ（旧Twitter）を通した情報発信にあたり、利用者に誤解や混乱を生まないよう、下仁田町が運営する公式アカウントの運用ポリシー（以下「運用ポリシー」という。）を以下のとおり定めます。

１　目的

この運用ポリシーは、下仁田町公式Ｘ（旧Twitter）の運用に関する事項を定めることを目的とします。

２　基本方針

下仁田町では、町の取り組みやイベントなどの行政情報のほか、緊急時の迅速な情報提供に活用するため、公式アカウントを取得し、情報発信を行います。

３　公式アカウント

アカウント名　　下仁田町　@shimonita_town

アカウントURL　　https://twitter.com/shimonita_town

４　アカウントの運用者

運用責任者　　下仁田町情報政策担当課長

運用担当者　　下仁田町情報政策担当職員

５　運用方法

（１）発信内容

①　行政情報、町の取組やイベント情報や緊急情報等

②　下仁田町から何らかの手段で町民等に情報提供したもの

③　その他情報政策担当課長が適当と認めるもの

（２）発信時間

原則として勤務時間内（平日の午前８時３０分～午後５時１５分）に、投稿者が必要に応じて不定期に投稿します。なお、この時間帯以外にも必要に応じて投稿する場合があります。

（３）発信する上での留意点

①　地方公務員法をはじめとする関係法令および町職員の服務や情報の取扱いに関する規程等を遵守します。

②　町民等に誤解を与えない、わかりやすく簡潔な情報発信に努めます。

③　信頼性が確保できない情報や、重要施策の意思形成過程の情報は発信しません。

（４）投稿等への対応

当アカウントでは情報発信のみを行うものとし、利用者からの投稿に対しての返信は原則として回答を控えさせていただきます。また、フォロー等は原則として行わないものとします。ただし、政府機関、地方公共団体等の運用する公式アカウントに限り、適宜投稿等する場合があります。

（５）成りすましへの対応

情報政策担当課は、当アカウントのリンクを町ホームページに掲載し、成りすましでないことを証明します。また、成りすましを発見した場合は、町ウェブサイトにおいて情報を発信し、成りすましアカウントが存在することへの注意喚起を行います。

６　禁止事項

当アカウントをご利用いただく際は、以下の内容の投稿はご遠慮ください。また、投稿内容が以下に該当すると判断した場合は、投稿者に断りなく、投稿の全部又は、一部を削除することがあります。

（１）法律、法令等に違反している内容又は、違反する恐れがある内容

（２）公序良俗に反する内容

（３）人権を侵害する内容

（４）特定の個人、企業、国、地域等を誹謗中傷する内容

（５）虚偽や事実と異なる内容

（６）広告、宣伝、勧誘、営業活動、政治的活動、宗教的活動、その他営利を目的とした内容

（７）著作権、商標権、肖像権など当連盟又は、第三者の知的所有権を侵害する恐れのある内容

（８）本人の承諾のない個人情報の特定・開示・漏えいなどの内容

（９）有害なプログラム

（10）わいせつな表現などを含む不適切な内容

（11）発信内容と無関係な内容

（12）その他当ページの運営上、不適当と判断した内容

７　免責事項

（１）町は当アカウントの掲載情報を利用し、または信用したことにより、町民または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。

（２）町は町民等により投稿されたコンテンツについて一切の責任を負いません。

（３）町は町民等間若しくは町民等と第三者間のトラブルによって町民等または第三者に生じた

いかなる損害についても一切の責任を負いません。

（４）町は上記（１）～（３）のほか、当アカウントに関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。

（５）町は、この運用ポリシーを予告なく変更する場合があります。

８　知的財産権の帰属

（１）当アカウントの掲載情報（テキストや画像等）に関する知的財産権は下仁田町又は正当な権利を有する者に帰属します。

（２）当アカウント掲載している内容について、利用者は「私的使用のための複製」や「引用」など著作権上認められた場合を除き、無断で複製・転載することはできません。

９　運用の停止または終了

（１）下仁田町は、運営が困難になった場合には、その理由をホームページに明記し、当アカウントの運用を停止することができることとします。

（２）下仁田町は、前項の規定により当アカウントの停止又は終了をした場合は、その旨を町ホームページで周知するものとします。

１０　その他

（１）X（旧 Twitter）の提供サービス内容や利用方法などのご質問等については、町はお答えすることができません。

（２）このポリシーに定めのない事項については、情報政策担当課長が別に定めるものとします。

附　則

この運用ポリシーは、令和５年８月２２日から施行します。

この運用ポリシーは、令和８年４月１日から施行します。